



# 請負契約書

2 この場合、解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は損害の賠償を請求することができない。

## (紛争の解決)

第17条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

## (補則)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

## (特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリング・オフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合<sup>(注)</sup>で、クーリング・オフを行おうとする場合には、この説明書、工事請負契約書を充分お読み下さい。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

## I 契約の解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合<sup>(注)</sup>で、クーリング・オフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は書面又は電磁的記録をもって工事請負契約の解除（クーリング・オフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリング・オフの権利行使はできません。

ア) お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ) 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）または、3,000円未満の現金取引

②上記クーリング・オフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、請負者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

## II 上記期間内に契約の解除（クーリング・オフ）があった場合

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

\*通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約の解除が可能な場合があります。

—へ山折り—

本契約書、住宅リフォーム工事請負契約書及び添付の見積書、仕様書、設計図等にもとづいて、工事請負契約を結ぶ。この契約の証として本書を2通作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

## 1. 工事名称

## 2. 工事場所

3. 工事期間 年 月 日より 年 月 日まで

## 4. 請負金額 金 円(税込)

うち工事価格（消費税額等を除く） 金 円

取引に係る消費税額等 金 円

## 5. 支払方法

年	月	日	金	円	
年	月	日	金	円	
年	月	日	金	円	
消費税額等	年	月	日	金	円

6. 添付書類  見積書  仕様書  設計図

その他 ( )

年 月 日

## 注文者

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

## 請負者

住 所

名 称

代表者

担当者

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス